

諮問番号：平成30年度諮問第12号

答申番号：平成30年度答申第11号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

請求人は、対象児童に係る次の事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張しているものと解される。

- (1) 対象児童は心臓病を有しており、障害児である。健常者と同じ生活は送れない。
- (2) 完治又は回復傾向ではなく、状態は横ばいであり、近い将来に再手術を控え、日々不安を感じている。
- (3) 長女の件も、今回のように書面で打切りになっているが、請求人の目に触れておらず、一方的な権利喪失は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 障害の認定は、診断書によることとされ、審査請求書に記載された内容から、日常生活における援助が一定程度必要であることは理解するが、本件診断書の記載内容からは、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものと読み取ることはできない。
- (2) 本件診断書には、再手術の可能性があると記載はあるが、「近将来に手術を控えている」との記載はない。また、「完治及び回復傾向でなく、横ばいである」ことについては、日常生活における援助が一定程度必要であることは理解するが、本件診断書の記載内容からは、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものと読み取ることはできない。
- (3) 長女の件については、平成28年1月7日付け特別児童扶養手当額改定通知書により通知しており、教示も行われていることから、審査請求及び処分の取消しを求める訴えができる期間を経過しているため、提訴することはできない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、本件診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものである。

るから、違法、不当な点は認められない。

- 2 請求人は、対象児童について、前記第2の1に掲げる事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、請求人が主張する同(1)に掲げる事情は、本件診断書に記載された内容か、相応のものであると認められる。また、請求人の主張する同(2)の事情については、本件診断書に「高度の運動は制限される。心不全の増悪で不整脈の出現の可能性有り。再手術の可能性ある。」との記載はあるものの、障害等級2級に相当する「いずれか1つの異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のイ又はアに該当するもの」に該当する事情はうかがわれず、請求人の主張は採用することができない。また、請求人が主張する同(3)の事情については、法令に基づく審査請求期間及び出訴期間を経過しているから、かかる主張は不適法である。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年7月4日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る心疾患による障害の程度は、認定基準によれば、呼吸困難、心悸亢進、尿量減少、夜間多尿、チアノーゼ、浮腫等の臨床症状、X線、心電図等の検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により、総合的に認定するものとされ、障害等級については、いずれか1つの異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のイ又はアに該当するものを2級と認定することとされている。具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、本件診断書をみると、対象児童の障害の原因となった傷病は「完全型心内膜床欠損症」であり、既に心内修復術及び大動脈便下狭窄切除術が行われている。臨床所見は、自覚症状が全て「無」であり、他覚所見は「器質的雑音」以外の項目は全て「無」で、「器質的雑音」についても「Levine 1」であり、異常所見とされる「Levine 3」には及ばず、かつ、検査所見にも異常を示す結果は見られない。また、学校生活管理指導表の指導区分は「D（中等度の運動まで可）」にとどまっており、一般状態区分も「Ⅱ」（軽度の症状があり、強い運動は制限を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの）とされている。加えて、備考欄には「再手術の可能性ある」との記載はあるが、現症時の日常生活活動能力欄には「日常生活は可能も、高度の運動は制限される」と記載されている。

こうした本件診断書に記載された事実関係からすると、異常検査所見がなく、一般状態区分も軽度であると認められるから、心疾患に係る認定基準に照らし、総合的にみた場合に、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美